

養育医療給付のしくみ

養育医療とは

対象の乳児に対して、入院養育で必要な医療費と食事療養費を給付する制度です（※ただし、世帯の市町村民税額などに応じて自己負担金が発生します）。

①給付の対象になるもの	健康保険が <u>適用される</u> 医療費、食事療養費（ミルク代）
②給付の対象にならないもの	健康保険が <u>適用されない</u> 検査や費用（おむつ代、洗濯代など）

窓口負担の流れ

健康保険が適用されない検査や おむつ代、洗濯代などは、窓口での支払いになります。

「養育医療券」を提示することで、健康保険が適用される医療費と食事療養費は、窓口での負担が0円になります。ただし、世帯の市町村民税額などに応じて自己負担金が発生します（福祉医療費受給資格証をお持ちの方は、この自己負担金も助成の対象になります）。

